

# 公法（憲法・行政法）問題紙

B日程

平成 20 年 2 月 24 日

13：30～15：30（120分）

（160点）

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開いてはいけない。
2. 公法の問題紙は 1 ページから 2 ページである。

科目名	ページ
憲法	1
行政法	2

3. 解答用紙は、3 枚である。解答用紙の追加は認めない。

科目名	枚数	配点
憲法	問題 1 と問題 2 の 2 枚	100 点
行政法	1 枚	60 点
合計	3 枚	160 点

4. 解答用紙は 3 枚ともかならず提出すること。
5. 監督者の指示に従い、すべての解答用紙に受験番号と氏名を記入すること。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に記入すること。
7. 試験終了まで退室してはいけない。

# 憲 法

(配点 100 点)

## 問題 1 (50 点)

職業選択の自由を規制する立法の違憲審査に関する目的二分論について論じなさい。

## 問題 2 (50 点)

国会（本会議および委員会）における国会議員の発言が私人の名誉を毀損する行為に当たるとして、当該私人が国家賠償法 1 条 1 項に基づいて国に対して損害賠償を請求した場合、国会議員の発言が国家賠償法 1 条 1 項の「違法」に当たる場合があるかという問題がある。この問題をどのように考えるべきか、判例の立場を示したうえで論じなさい。

# 行政法

(配点 60 点)

## 問題

次の文章は、行政手続法制定以前の最高裁判例の一部である。これを読んで、国民の権利利益を保護する上での行政手続の役割を述べ、判例で述べられた内容が行政手続法にどのように生かされたか、あるいは生かされなかったか、考えられる理由を付して答えなさい。

「多数の者のうちから少数特定の者を、具体的個別的事実関係に基づき選択して免許の許否を決しようとする行政庁としては、事実の認定につき行政庁の独断を疑うことが客観的にもっともと認められるような不公正な手続きをとってはならないものと解せられる。すなわち、右6条は抽象的免許基準を定めているにすぎないのであるから、内部的にせよ、さらに、その趣旨を具体化した審査基準を設定し、これを公正かつ合理的に適用すべく、とくに、右基準の内容が微妙、高度の認定を要するようなものである等の場合には、右基準を適用するうえで必要とされる事項について、申請人に対し、その主張と証拠の提出機会を与えなければならないというべきである。免許の申請人はこのような公正な手続によって免許の許否につき判定を受くべき法的利益を有するものと解すべく、これに反する審査手続きによって免許の申請の却下処分がされたときは、右利益を侵害するものとして、右処分の違法事由となるものというべきである。」